

下関市まちづくり交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下関市まちづくり交付金交付規則（平成29年規則第4号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、下関市まちづくり交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例（平成26年条例第54号）、下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例施行規則（平成26年規則第111号。以下「施行規則」という。）及び交付規則において使用する用語の例による。

(対象経費)

第3条 交付規則第6条第2項に規定する市長が必要と認める経費は、別表第1のとおりとする。

(交付上限額)

第4条 交付規則第7条に規定する市長が別に定める均等割額、世帯割額及び加算額は、別表第2のとおりとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に交付を決定した交付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に交付を決定した交付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に交付を決定した交付金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

経費区分	交付金の対象経費	備 考
賃金	・ 事務局の事務の遂行に対する賃金 ・ 事業を行うためのアルバイトに対する賃金	・ 交付金の対象経費となる賃金の 1 人 1 時間当たりの単価額は、山口県について決定された最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 9 条第 1 項に規定する地域別最低賃金の額に相当する額とする。ただし、当該額を適用することが適当でないと認められる場合は、この限りでない。
報償費	・ 講師等への謝礼 ・ ワークショップファシリテーターへの謝礼 ・ 記念品、賞品、参加賞等	・ 協議会の役員への謝礼は、交付対象外とする。
旅費	・ 講師等の旅費 ・ ワークショップファシリテーターの旅費 ・ 協議会の役員会、運営委員会、部会会議等に要する旅費 ・ その他事業に要する旅費	・ 実費相当額を原則とする。 ・ 車両の利用の場合は走行距離に応じた額とし、走行距離 1 km 当たり 20 円を上限額とする（1 km 未満の端数は切捨て）。 ・ 宿泊代は実費額とし 10,500 円を上限額とする。 ・ 日当は交付対象外とする。
消耗品費	・ 事務用品 ・ チラシ、パンフレット等の用紙代 ・ 啓発用配布物等 ・ 花の苗及び種、軍手、段ボール等	・ 原則として 1 点 30,000 円未満のものとする。
燃料費	・ ストープの灯油代等 ・ 物品運搬等に係る燃料費 ・ 草刈機、借用車両、発電機等の燃料費	
食糧費	・ 会議等の飲料代、茶菓子代 ・ 講師、審判員、ボランティアスタッフ等の弁当代、飲料代、茶菓子代 ・ 視察研修における昼食代 ・ 事業に必要なかつ適切であると認められる飲食代、食材料費	・ アルコール類の飲料代は交付対象外とする。

印刷製本費	・チラシ、ポスター、プログラム、写真等の印刷代 ・資料等のコピー代	
光熱水費	・事務所の光熱水費 ・事業に要する光熱水費	
修繕料	・事業に要する備品、機器等の修繕料	・1件当たり200,000円を交付対象の上限額とする。
通信運搬費	・切手、はがき代等 ・電話、ファクシミリ、インターネット等に係る通信料 ・臨時的に利用する携帯電話使用料	・支出したことを証明することが困難なものは交付対象外とする。
手数料	・振込手数料 ・クリーニング代、新聞折込み料等	
保険料	・労災保険料 ・傷害保険料、スポーツ保険料等	
委託料	・警備委託料、パンフレット作成委託料、展示用パネル作成委託料等	
使用料及び賃借料	・会場等の使用料及び機器等の賃借料 ・会場等の冷暖房使用料 ・車両等の借上料 ・駐車場の使用料 ・事務所の賃借料	・事務所の賃借料については、1月当たり50,000円を交付対象の上限額とする。
工事請負費	・事務所又は事業に必要な建物、設備等に係る工事費	・1件当たり300,000円を交付対象の上限額とする。 ・1件当たり200,000円以上の工事については、あらかじめ市と協議を要する。 ・工事請負費とは、工事を専門事業者に請け負わせるものとする。

原材料費	・ 真砂土、砂利、板材等	
備品購入費	・ 事業に必要な器具、機器等	・ 原則として 1 点 30,000 円以上のものとする ・ 1 点当たり 100,000 円を超える備品購入は、あらかじめ市と協議を要する。
負担金	・ 事業に必要な研修会等への参加負担金等 ・ 他まちづくり協議会と共同で開催した事業に係る負担金	・ 飲食を伴う懇親会等に係るものは交付対象外とする。 ・ 協議会の構成団体及び各種団体への負担金、助成金、会費等は交付対象外とする。
(注) 1 まちづくり計画策定事業及び婚活イベント開催事業については、事業計画書及び実績報告書を作成すること。 2 予定価格が 100,000 円以上の印刷製本費、修繕料、委託料、工事請負費及び備品購入費の支出については、2 事業者以上から見積書を徴取し、見積合せを実施すること。 なお、2 事業者以上からの見積書の徴取が困難な場合は、あらかじめ市と協議することとする。		

別表第 2（第 4 条関係）

区 分	金 額	備 考
均等割額	1,800,000 円	
世帯割額	地区の世帯数（交付金交付の前年度 10 月 1 日時点における住民基本台帳上の世帯数）に 125 円を乗じて得た額とする。ただし、1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	
加算額 1	200,000 円	過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 33 条第 2 項の規定により過疎地域とみなされる地域を地区の範囲とする協議会に適用する。
加算額 2	200,000 円	施行規則第 2 条第 2 項の規定により複数の地区を 1 地区とする協議会に適用する。
加算額 3	200,000 円	六連島又は蓋井島を地区の範囲とする協議会に適用する。
加算額 4	まちづくり計画の策定及び見直しに係る費用の実費額を加算額とする。ただし、1 年度当たり 100,000 円を上限額とする。	まちづくり計画の策定及び見直しに取り組む協議会に適用する。
加算額 5	市長が別に定める地域力アップ事業の実施に係る費用の実費額を加算額とする。ただし、1 事業当たり 300,000 円を上限額とする。	

加算額 6	婚活イベントの開催に係る費用の実費額 を加算額とする。ただし、1 事業当たり 200,000 円を上限額とする。	婚活イベントの開催に取り組む協議会に適用する。
-------	--	-------------------------